

# 告発状

(と称する怪文書)

東京地方検察庁 検事正 殿

令和元年 月 日

告発人

氏名

印

住所

〒

被告発人

羽賀芳和 (余命三年時事日記主催者)

〒175-0082

東京都板橋区高島平二丁目26番3-1427号

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

(虚偽告訴等)

刑法第172条

人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

(教唆犯)

刑法第61条1項

人をそそのかして「犯罪」を実行させた者をいい、正犯と同じ刑が科される。この教唆犯を教唆した場合を間接教唆と呼び、第61条2項により処罰される。

## 第三 告発の事実関係

被告発人 羽賀芳和の教唆により、不正懲戒請求された弁護士とその代理人及び日本放送協会 (NHK) 等を被告とする十数件の損害賠償事件裁判が提訴された。また、東京地方検察庁には刑事事案として「告発状」と称する怪文書の段ボール箱約30箱を送付した。

これら民事事案・刑事事案はいずれも、被告発人 羽賀芳和は原告として参加しておらず、煽動・教唆により騙された読者及び「余命プロジェクトチーム患部」十数人が原告となり、もしくは読者約700人が選定書に署名捺印させることで、訴訟の被告名や訴訟理由も知らぬまま原告として賛同している。

NHK等を被告とする損害賠償事件裁判は、訴額約3億6千万円であったが、訴状提出時に印紙代を1円も納付せず、また、選定書再提出命令を無視するなど非行行為のために却下されている。十数件の虚偽告訴事件はいずれも却下や取り下げられており、被告発人 羽賀芳和が首謀者である訴訟全てが、嫌がらせ恫喝訴訟であることが認められているという虚偽告訴事件である。

羽賀芳和は明らかに虚偽説明、造語詐欺、寄付金搾取、報告義務違反、責任転嫁、卑怯な逃亡しており、この件だけではなく、他の方々もこのような詐欺被害に遭われている可能性があると思量し、告発したものである。

以上